

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

長野県信用組合で口座を開設する際に取得した。取得価額で計上している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物・構築物・車両運搬具・器具及び備品・ソフトウェアについて、定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金 社会福祉法人長野県社会福祉協議会の長野県民間社会福祉従事者退職年金共済に加入、法人本部拠点にて掛金累計額で計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済及び

社会福祉法人長野県社会福祉協議会の長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済に加入している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(5) サービス区分別明細書(会計基準別紙3、会計基準別紙4)

ワンズハウス(者)、ベターデイズ(森)、ベターデイズ(権堂)の拠点について作成。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

社会福祉事業

1. 法人本部

2. 森と木(生活介護・自立訓練)

3. 風の森(生活介護)

4. アトリエキノ(生活介護)

5. モーリー農場(生活介護)

6. モーリー農場Ⅱ(生活介護)

7. まめじまカフェ(生活介護・短期入所)

8. もりときマーケット(就労継続支援B型・生活介護)

9. ごはんの森(就労継続支援B型)

10. 森と木ラボ(自立訓練・就労移行支援)

11. もりときピコ(放課後等デイサービス)

12. Bee(児童発達支援・保育所等訪問支援)

13. 茜舎(放課後等デイサービス)

14. ワンズハウス(児)(放課後等デイサービス)

15. ワンズハウス(者)(ホームヘルプ、短期入所)

16. あかね舎ファミリーホーム(短期入所)

17. グループホーム(共同生活援助)

18. ベターデイズ(森)(障害者相談支援事業、障害児相談支援事業)

19. ベターデイズ(権堂)(障害者相談支援事業、障害児相談支援事業)

20. ワンズカフェ(地域活動支援センター)

公益事業

1. ワンズハウス(生)(市町村タイムケア・自立サポート)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	112,678,800	0	0	112,678,800
建物	400,129,995	90,801,922	25,380,966	465,550,951
合計	512,808,795	90,801,922	25,380,966	578,229,751

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等

特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
土地（基本財産）	112,678,800	0	112,678,800
建物（基本財産）	636,441,269	170,890,318	465,550,951
建物	431,577,831	159,592,917	271,984,914
構築物	11,585,312	5,026,835	6,558,477
車輛運搬具	46,582,285	32,765,500	13,816,785
器具及び備品	127,794,255	93,131,692	34,662,563
ソフトウェア	1,564,290	1,559,040	5,250
合 計	1,368,224,042	462,966,302	905,257,740

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし